

第3章 景観形成の取組み

1 . 景観形成の取組み

景観づくりの目標である「おかやまの原風景を活かした景観の創生」の実現に向け、「第2章 景観形成の方針」をもとに広域的景観形成と地域的景観形成の両面から、効果的に景観づくりに取り組みます。

都市のグランドデザインとなる広域的景観形成については、景観の骨格づくりや景域の特性を活かした景観づくりを進めるため、行政主導による規制誘導を中心とした取組みを行い、地域的景観形成については、地域に眠る景観資源を掘り起こし、みがき育て、地域住民や事業者が主体となった景観まちづくりにより取組んでいく必要があります。

2 . 広域的景観形成の取組み

(1) 広域的景観形成の取組み

現在、岡山市における景観形成の取組みは、岡山県景観条例に基づき、一定規模以上の大規模な建築物等について、岡山市を含む県全域を対象とした規制誘導方策が講じられています。今後は、岡山県景観条例の考え方を踏襲しつつ、景観法に基づき、より実効性があり、景域の景観特性に応じたきめ細かな取組みを、市域全域で展開します。

(2) 規制・誘導手法の効果的な活用による広域的景観形成の推進

広域的景観形成では、景観形成上影響が大きい一定規模以上の建築物や工作物等について、景観法に基づいた実効性ある規制誘導を行うことを基本とします。

また、幹線道路などの景観誘導に際しては、屋外広告物法との連携を図り、緑の骨格であるガーデンリングの保全形成や緑地の適切な保全に際しては、都市緑地法等の関連法制度を活用するなど、規制・誘導手法を効果的に活用し、景観形成を推進します。

(3) 景観の骨格づくりと景域特性を活かした景観づくりとの有機的な連携

丘陵地の緑や三大河川、都心や幹線道路などは景観の基盤・基礎をなし、都市のイメージを創り上げるものであり、一方景域特性を活かした景観づくりは、いわば「場所性・地域性」を尊重した景観づくりです。これら景観の骨格づくりと景域特性を活かした景観づくりは、個々単独での取組みでは効果が乏しく、相互に有機的な関係性を持ちながら景観づくりを進めることにより、相乗効果を発揮するものです。

図3 - 1 「広域的景観形成」の取組み

